

○令和4年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

| 番号 | 種類 | 区分   | 項目     | 根拠                                  | 指摘事項  | 県事務所   |
|----|----|------|--------|-------------------------------------|---|--------|
| 1  | 共通 | 3 運営 | 変更の届出等 | 介護保険法 第75条第1項<br>介護保険法施行規則 第131条第1項 | 法人住所、代表者（開設者）の職名、氏名、生年月日、従業員の員数等の変更等の届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届け出ること。 | 西濃県事務所 |

○令和4年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

| 番号 | 種類             | 区分   | 項目                                    | 根拠  | 指摘事項  | 県事務所   |
|----|----------------|------|---------------------------------------|---|---|--------|
| 1  | 訪問介護           | 1 人員 | 訪問介護員等の員数                             | 基準条例第77号<br>第6条                               | 訪問介護事業所と有料老人ホームを兼務している職員のそれぞれの従事時間が明確に区分されていない。訪問介護事業所のサービス提供時間のみで確認したところ常勤換算による人員基準は満たしていることは確認できたが、訪問介護事業所の勤務時間と有料老人ホームの勤務時間を明確に区分した勤務表を作成すること。   | 西濃県事務所 |
| 2  | 訪問介護           | 3 運営 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供<br>訪問介護計画の作成等     | 基準条例第77号<br>第17条及び24条第2項の一                    | 居宅サービス計画において位置付けられた訪問介護の提供時間と異なる時間帯で訪問介護計画書が作成され、サービスを提供している事例が見受けられた。<br>すべての訪問介護計画書について、居宅サービス計画に沿った内容となっているか点検を行うこと。   | 西濃県事務所 |
| 3  | 訪問介護           | 3 運営 | サービス提供の記録                             | 基準条例第77号<br>第20条第2項<br>基準要綱 第3の1<br>(3) コ (イ) | サービス提供の記録については、当該訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容とともに、利用者の心身の状況その他必要な事項についても記録すること。   | 西濃県事務所 |
| 4  | 訪問介護           | 4 運営 | 指定訪問介護の取扱方針                           | 基準条例第77号<br>第23条第3項                           | ケアプランの変更に際し、これまで訪問介護事業に位置付けられていた介護サービスが、有料老人ホームのサービス提供に変更されていた事例が見受けられた。<br>本来有料老人ホームのサービスとして提供する業務である場合は、訪問介護事業のサービスに位置付けることがないよう、業務の区分を明確に行うこと。   | 西濃県事務所 |
| 5  | 訪問介護           | 5 運営 | 訪問介護計画の作成等                            | 基準条例第77号<br>第24条第2項の二                         | 訪問介護計画書に利用者又は家族の同意を得ていることが確認できない事例があった。<br>すべての訪問介護計画書について、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得ていることを確認すること。  | 西濃県事務所 |
| 6  | 訪問介護           | 6 運営 | 運営規定                                  | 基準条例第77号<br>第29条                              | 運営規程の職員数が実態と合っていない。運営規程の内容を見直し適正な人員数にすること。  | 西濃県事務所 |
| 7  | (介護予防)<br>訪問看護 | 1 人員 | 看護師等の員数<br>管理者                        | 基準条例第77号<br>第60条、第61条                         | タイムカード、雇用通知、賃金台帳を確認したところ、管理者以外の従業員の勤務が確認できなかった。<br>現在、利用者実績が皆無であるため、訪問看護師の勤務実績がなく、常勤換算方法で2.5人以上の人員基準を満たしていない。<br>また当該施設の管理者は、当該施設を運営する法人の別事業所の管理者を兼務しているが、2つの事業所は同一敷地内になく、隣接もしていないことから、管理上支障があると考える。<br>看護職員等の人員基準を満たす配置を行うこと。また管理者の兼務については、管理業務に支障がない状態とすること。<br>なお、当面従業員を配置する予定がない場合は、休止等必要な手続きを行うこと。 | 西濃県事務所 |
| 8  | (介護予防)<br>訪問看護 | 3 運営 | 居宅介護支援事業者等との連携<br>訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 | 基準条例第77号<br>第64条及び第68条<br>第2項第一号              | 居宅サービス計画の期間が終了しているにもかかわらず、新たな居宅サービス計画の交付を受けていない事例が確認された。また、介護予防サービス・支援計画が更新されているにもかかわらず、新たな訪問看護計画を作成していない事例も確認された。<br>介護サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めること。また既に居宅サービス計画等が作成されている場合は当該計画の内容に沿って訪問看護計画を作成すること。   | 西濃県事務所 |
| 9  | (介護予防)<br>訪問看護 | 3 運営 | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成                   | 基準条例第77号<br>第68条第1項                           | 訪問看護計画を作成せず、訪問看護サービスを提供していた事例が確認された。<br>サービスの提供にあたっては、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、看護目標、具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成すること。   | 西濃県事務所 |

| 番号 | 種類         | 区分   | 項目            | 根拠  | 指摘事項  | 県事務所   |
|----|------------|------|---------------|---|---|--------|
| 10 | (介護予防)訪問看護 | 4 運営 | 運営規定          | 基準条例第77号第71条                                      | 領収書を確認したところ、口座引落手数料が徴収されているが、運営規程の「利用料その他の費用の額」に記載がなく、重要事項説明書にも記載されていなかった。<br>必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を定めておくこと。  | 西濃県事務所 |
| 11 | (介護予防)訪問看護 | 3 運営 | 記録の整備         | 基準条例第77号第72条                                      | 訪問介護事業所に属する書類と有料老人ホームに属する書類の管理が、一括して管理されていた。それぞれの事業所ごとに明確に分けて管理すること。  | 西濃県事務所 |
| 12 | (介護予防)訪問看護 | 5 運営 | 内容及び手続の説明及び同意 | 基準条例第77号第73条(第9条第1項準用)                            | 重要事項説明書を確認したところ、職員の勤務形態の記載がなかった。サービス提供の開始に際し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を示した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。<br>重要事項説明書の職員の体制が実態と一致していない。職員の体制については実態に合わせた内容にすること。また事故発生時の対応についても記載すること。   | 西濃県事務所 |
| 13 | (介護予防)訪問看護 | 5 運営 | 勤務体制の確保等      | 基準条例第77号第73条(第30条第1項準用)                           | 勤務体制を確認したところ、法人役員である看護師等4名についてはタイムカードが作成されておらず、事業所で職務に従事したことが確認できなかった。<br>事業所に従事する全職員について勤務実績が確認できるようにすること。   | 西濃県事務所 |
| 14 | (介護予防)訪問看護 | 5 運営 | 勤務体制の確保等      | 基準条例第77号第73条(第30条第3項準用)                           | 研修の記録を確認したところ、職員ごとの実施計画は作成されていたが、その実施状況を確認できなかった。<br>従業者の資質向上のため、研修の機会を確保すること。また研修を実施した際は、記録を残すこと。  | 西濃県事務所 |
| 15 | (介護予防)訪問看護 | 5 運営 | 勤務体制の確保等      | 基準条例第77号第73条(第30条第4項準用)                           | ハラスメント対策について<br>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等必要な措置を講じること。  | 西濃県事務所 |
| 16 | (介護予防)訪問看護 | 5 運営 | 事故発生時の対応      | 基準条例第77号第73条(第38条準用)                              | 損害賠償保険の加入期間が切れており、契約更新がされていなかった。<br>賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう必要な措置を講じること。   | 西濃県事務所 |
| 17 | (介護予防)訪問看護 | 4 報酬 | 緊急時訪問加算       | 厚労省告示第19号(指定居宅サービス費用算定基準)別表3のハの注10老企第36号 第2の4(16) | 緊急時訪問看護加算の算定について当該加算を算定する旨を利用者に対して説明し、その同意を得たことが、記録から確認できなかった。利用者の同意を得たことを確認できるようにしておくこと。   | 西濃県事務所 |
| 18 | (介護予防)訪問看護 | 4 報酬 | 初回加算          | 厚労省告示第19号(指定居宅サービス費用算定基準)別表3のニ老企第36号 第2の4(21)     | 初回加算については、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合に算定することになるが、今回、訪問看護計画書を作成していないにも関わらず、初回加算を算定した事例が確認された。<br>初回加算を算定する場合は、訪問看護計画書を作成すること。<br>上記のとおり要件に合致していない状態で算定した初回加算については、介護給付費の不当利得であるため、開設以降の介護報酬について、自主点検を行い、別紙「自主点検結果表」により県へ報告すること。<br>その後、関係保険者に協議を行い、保険者の指示に従い、過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 | 西濃県事務所 |

○令和4年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

| 番号 | 種類   | 区分   | 項目         | 根拠   | 指摘事項  | 県事務所   |
|----|------|------|------------|--|---|--------|
| 1  | 通所介護 | 1 人員 | 従業員の員数     | 基準条例第77号<br>第92条第1項第4号                                 | 出勤表等により資格要件、人員基準を確認したところ、機能訓練指導員が未配置となっていた。人員、設備及び運営に関する基準では機能訓練指導員を1以上配置することとされていることから、速やかに機能訓練指導員を配置すること。   | 西濃県事務所 |
| 2  | 通所介護 | 1 人員 | 従業員の員数     | 基準条例第77号<br>第92条第1項第4号                                 | 職員の退職等に伴い運営の困難が見込まれる場合、また、職員の確保等の困難が継続する場合は、事業所の休止・廃止を含め運営方針を検討すること。  | 西濃県事務所 |
| 3  | 通所介護 | 2 設備 | 設備及び備品等    | 基準条例第77号<br>第93条<br>介護保険法 第75<br>条第1項                  | 設備及び備品等について、図面上で食堂となっている場所が機能訓練室に、また日常訓練室・休養室となっている場所が食事・休憩室として使われていることを確認した。ついては、事業所（施設）の専用区画等の変更等の届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届け出ること。  | 西濃県事務所 |
| 4  | 通所介護 | 3 運営 | 通所介護計画の作成等 | 基準条例第77号<br>第96条                                       | 通所介護計画の目標の達成状況について記録がされていなかった。目標の達成状況を記録し、その達成状況に基づいて新たな通所介護計画を立てること。   | 西濃県事務所 |
| 5  | 通所介護 | 3 運営 | 通所介護計画の作成等 | 基準条例第77号<br>第96条                                       | 居宅サービス計画に位置付けられていない通所介護サービスの提供について<br>居宅サービス計画において、月から金までの通所介護を位置付けている利用者が、土曜日にデイサービスを利用していただいていた事例があった。<br>居宅サービス計画、通所介護計画及びサービス提供記録を確認したところ、居宅サービス計画及び通所介護計画のいずれにも位置づけのないサービス提供であるため、居宅介護支援事業所とも連携したうえで、居宅サービス計画の変更を依頼するとともに、該当サービスが必要であることを通所介護計画に適切に位置づけ、サービス提供を行うこと。 | 西濃県事務所 |
| 6  | 通所介護 | 5 運営 | 勤務体制の確保等   | 基準条例第77号<br>第98条                                       | ハラスメント防止のための措置<br>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための必要な措置が講じられていなかった。<br>ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。   | 西濃県事務所 |
| 7  | 通所介護 | 6 運営 | 勤務体制の確保等   | 基準条例第77号<br>第98条                                       | シフト表と出勤表と突合せて人員基準を確認したところ、サービス提供時間中のうち1時間ほど介護職員の配置がない日があった。また終日看護職員の配置がない日もあった。<br>それぞれ管理者に確認したところ、出勤表の入力誤りであり、両日とも職員が配置されていたとのことであるが、それを証明できる書類を確認することができなかった。<br>職員の出勤体制は正確に記録を残すとともに、人員基準を満たしていることを確認すること。   | 西濃県事務所 |
| 8  | 通所介護 | 3 運営 | 非常災害対策     | 基準条例第77号<br>第100条                                      | 非常災害（火災、風水害、地震等）に関する具体的な計画（対応マニュアル）が作成されていなかった。<br>非常災害時の対応マニュアルを作成すること。<br>また、消防計画に基づく避難訓練を年2回実施すること。  | 西濃県事務所 |
| 9  | 通所介護 | 3 運営 | 非常災害対策     | 基準条例第77号<br>第100条<br>（令和3年5月<br>内閣府避難情報に<br>関するガイドライン） | 避難確保計画について<br>非常災害対策計画又は避難確保計画において、施設利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が大垣市において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員に周知徹底をすること。   | 西濃県事務所 |



| 番号 | 種類   | 区分   | 項目             | 根拠  | 指摘事項   | 県事務所   |
|----|------|------|----------------|---|--|--------|
| 10 | 通所介護 | 3 運営 | 事故発生時の対応       | 基準条例第77号<br>第101条第3項  | <p>事故報告を確認したところ、令和3年度の事故のうち、医療機関を受診した事故について、県に報告した記録が確認できなかった。</p> <p>事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>サービス提供中の事故等により利用者が医療機関を利用した場合は、市町村及び県へ速やかに報告すること。</p>   | 西濃県事務所 |
| 11 | 通所介護 | 3 運営 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 基準条例第77号<br>第103条（第9条第1項準用）                                   | <p>重要事項説明書に事故発生時の対応について記載がなかった。事故発生時の対応についても利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ること。</p>  | 西濃県事務所 |
| 12 | 通所介護 | 3 運営 | サービスの提供の記録     | 基準条例第77号<br>第103条（第20条準用）                                     | <p>介護サービスの提供の記録について通所介護のサービス提供と、有料老人ホームのサービス提供の記録が分けられておらず、どちらかでサービスを提供したのか分からない様式になっていた。</p> <p>通所介護のサービスを提供した際は、提供時間及び具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等必要な事項を記録すること。また、その記録は有料老人ホームのサービス提供の記録と分けすること。</p>   | 西濃県事務所 |
| 13 | 通所介護 | 3 運営 | 会計の区分          | 基準条例第77号<br>第103条（第39条準用）                                     | <p>当該建物内の有料老人ホームに入居する利用者について、請求書を確認したところ、通所介護の事業で提供した食事に要する費用やおむつ代が請求されておらず、有料老人ホームの費用として請求されていた。</p> <p>通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区別し、通所介護事業の費用については、通所介護事業所の請求書に記載すること。</p>   | 西濃県事務所 |
| 14 | 通所介護 | 4 報酬 | 事業所規模の算定       | 厚労省告示第19号<br>（指定居宅サービス費用算定基準）<br>別表6注1<br>老企第36号 第2の7(4)      | <p>事業所規模の算定について、要支援者の利用人数誤りにより、正しく規模の算定がされていないことが確認された。</p> <p>正しい利用人数を把握した上で、事業所規模の算定を行うこと。</p>   | 西濃県事務所 |
| 15 | 通所介護 | 4 報酬 | 個別機能訓練加算       | 厚労省告示第19号<br>（指定居宅サービス費用算定基準）<br>別表6注11<br>老企第36号 第2の7(11)ハ、ホ | <p>個別機能訓練加算（I）の算定に必要な記録を確認したところ、個別機能訓練の目標設定のために利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認した記録がなかった。</p> <p>また、個別機能訓練実施後、個別機能訓練の効果等について評価を行った記録がなく、その後3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した記録もなく、居宅訪問を確認できなかった。</p> <p>個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。</p> <p>また、個別機能訓練開始後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等について評価を行うこと。</p> <p>この後、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。</p> <p>なお、個別機能訓練は機能訓練指導員が直接行ったことが分かるよう、個別機能訓練に関する記録には、当日の訓練項目、実施時間とともに、訓練実施者を記載すること。</p> | 西濃県事務所 |
| 16 | 通所介護 | 4 報酬 | 個別機能訓練加算       | 厚労省告示第19号<br>（指定居宅サービス費用算定基準）<br>別表6注11<br>老企第36号 第2の7(11)ホ   | <p>個別機能訓練加算Iについては、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し生活状況を確認するとともに、必要に応じて個別機能訓練計画を見直すこととされているが、計画の見直しはされているにもかかわらず、居宅訪問の記録が確認できなかった。必ず訪問及び状況確認の記録を残すこと。</p>   | 西濃県事務所 |

| 番号 | 種類   | 区分   | 項目         | 根拠  | 指摘事項   | 県事務所   |
|----|------|------|------------|---|--|--------|
| 17 | 通所介護 | 4 報酬 | 介護職員処遇改善加算 | 厚労省告示第19号<br>(指定居宅サービス<br>費用算定基準)<br>別表6のホ<br>老企第36号 第2<br>の7(25)(26) | 令和3年度介護職員処遇改善加算の実績報告書が未提出となっていること、また、職員に対しての周知を確認できなかった。当該加算については、職員への改善計画等を全職員に周知させること。                     | 西濃県事務所 |
| 18 | 通所介護 | 4 報酬 | サービス提供強化加算 | 厚労省告示第19号<br>(指定居宅サービス<br>費用算定基準)<br>別表6のニ<br>老企第36号 第2<br>の7(24)     | サービス提供強化加算のⅢを算定しているが、要件である「前年度の介護福祉士を取得している介護職員の割合」について、要件を満たしていることを確認した記録がなかった。算定要件を満たしていることを毎年確認し、記録に残すこと。 | 西濃県事務所 |

○令和4年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

| 番号 | 種類             | 区分   | 項目              | 根拠                                | 指摘事項   | 県事務所   |
|----|----------------|------|-----------------|-----------------------------------|--|--------|
| 1  | (介護予防)短期入所生活介護 | 1 人員 | 従業員の員数          | 基準条例第77号第136条                     | 介護職員及び看護職員の人員基準は、前年度の利用者数の平均値にて算出することになるが、それが把握されておらず、利用日の利用者数にて配置されていた。<br>まず、前年度の利用数の平均を算出し、必要な配置人数を確認すること。  | 西濃県事務所 |
| 2  | (介護予防)短期入所生活介護 | 1 人員 | 従業員の員数          | 基準条例第77号第136条                     | 職員の退職等に伴い運営の困難が見込まれる場合、また、職員の確保等の困難が継続する場合は、事業所の休止・廃止を含め運営方針を検討すること。   | 西濃県事務所 |
| 3  | (介護予防)短期入所生活介護 | 2 設備 | 設備及び備品等勤務体制の確保等 | 基準条例第77号第138条第3項及び155条（第98条第2項準用） | 事業所外の介護サービスの提供<br>ショートステイの利用者が、併設デイサービス事業所の食堂兼機能訓練スペースにおいて、併設デイサービスの利用者ととともに、介護サービスの提供を受けていることを確認した。<br>ショートステイの利用者と、デイサービスの利用者は、スペース及び職員を明確に区分し介護サービスを提供すること。   | 西濃県事務所 |
| 4  | (介護予防)短期入所生活介護 | 3 運営 | 介護(入浴)          | 基準条例第77号第144条第2項                  | 入浴について、利用者のサービス提供の記録を確認したところ、週1回の入浴の記録しか確認できなかった。<br>1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清拭を行うこと。事情により入浴ができない場合は、その理由を記録に残すこと。   | 西濃県事務所 |
| 5  | (介護予防)短期入所生活介護 | 3 運営 | 定員の順守           | 基準条例第77号第152条                     | 利用者数を確認したところ、宿泊者は定員内に収まっているが、日中の利用者が定員を超過している日があった。<br>日中一時的であっても、定員を上回る場合は、やむを得ない事情を除き、当該時間帯は定員超過として運営基準違反となる。<br>入所及び退所日の重複による日中の定員超過が、特別な事情なく、安易に常態化することがないように運営を見直すこと。<br>また、やむを得ない事情がある場合はその理由を記録に残すこと。 | 西濃県事務所 |
| 6  | (介護予防)短期入所生活介護 | 3 運営 | 非常災害対策          | 基準条例第77号第155条（第100条第1項準用）         | 非常災害対策に関する計画を確認したところ、施設利用者の避難を行う目安として「警戒レベル3」（高齢者等避難）が各市町村において発令された段階とすることが明記されていなかったため、明記するとともに、避難開始のタイミングを施設職員に周知徹底すること。   | 西濃県事務所 |
| 7  | (介護予防)短期入所生活介護 | 3 運営 | 勤務体制の確保等        | 基準条例第77号第165条第2項                  | 勤務表がユニットごとになっていないため、各ユニットに誰が配置されていたのか確認できなかった。<br>日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置していることが確認できるよう勤務表を作成すること。   | 西濃県事務所 |
| 8  | (介護予防)短期入所生活介護 | 3 運営 | 勤務体制の確保等        | 基準条例第77号第165条第2項第3号               | ユニットケアを実施する事業所として指定されているところ、ユニットリーダー研修を修了したユニットリーダーが配置されていなかった。<br>ユニット型短期入所生活介護事業所としての指定を受けるにあたってはユニットリーダーを1名以上確保すること。<br>また、ユニット型の体制の確保が困難な場合は、従来型個室の短期入所生活介護としての指定を検討すること。                                | 西濃県事務所 |
| 9  | (介護予防)短期入所生活介護 | 3 運営 | 勤務体制の確保等        | 基準条例第77号第165条第5項                  | ハラスメント防止のための措置<br>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための必要な措置が講じられていなかった。<br>ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。  | 西濃県事務所 |

| 番号 | 種類             | 区分   | 項目           | 根拠  | 指摘事項   | 県事務所   |
|----|----------------|------|--------------|---|--|--------|
| 10 | (介護予防)短期入所生活介護 | 4 報酬 | ユニット型生活介護費   | 厚労省告示第19号(指定居宅サービス費用算定基準)別表8のロ注2老企第40号 第2の2(5)    | ユニット型の基準を満たさなくなった場合、満たさなくなった日の属する月の翌々月から未配置解消の月までのユニット型短期入所生活介護費を97/100で請求すること。          | 西濃県事務所 |
| 11 | (介護予防)短期入所生活介護 | 4 報酬 | 介護職員処遇改善加算   | 厚労省告示第19号(指定居宅サービス費用算定基準)別表8のト老企第40号 第2の2(22)(23) | 令和3年度介護職員処遇改善加算の実績報告書が未提出となっていること、また、職員に対しての周知を確認できなかった。当該加算については、職員への改善計画等を全職員に周知させること。 | 西濃県事務所 |
| 12 | (介護予防)短期入所生活介護 | 4 報酬 | サービス提供体制強化加算 | 厚労省告示第19号(指定居宅サービス費用算定基準)別表8のヘ老企第40号 第2の2(21)     | サービス提供体制強化加算のⅢを算定しているが、要件を満たしていることを確認した記録がなかった。算定要件を満たしていることを毎年確認し、記録に残すこと。              | 西濃県事務所 |



○令和4年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

| 番号 | 種類       | 区分   | 項目              | 根拠   | 指摘事項  | 県事務所   |
|----|----------|------|-----------------|--|---|--------|
| 1  | 介護老人福祉施設 | 3 運営 | 施設サービス計画の作成等    | 基準条例第79号第17条第2項8号<br>基準要綱 第2の3(10)ケ  | 問題行動のある入所者について、ケース記録には多数の問題行動が記載されているが、入居者の解決すべき課題として把握されておらず、施設サービス計画に反映されていない。<br>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、入所者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこと。 | 西濃県事務所 |
| 2  | 介護老人福祉施設 | 3 運営 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 基準条例第79号第41条第1項第2号<br>基準要綱 第2の3(32)イ(カ)<br>基準条例第79号第55条(第41条第1項2号準用)<br>基準要綱 第3の11(第2の3(32)イ(カ)準用) | 事故防止委員会において、防止策を講じた後に、その効果について評価された記録を確認できなかった。<br>講じた対応策が有効に機能しているか評価を行い、防止策の効果が認められない場合や、計画したとおり現場で対応策が徹底されていない場合には、その理由も含めて再度検討し、より適切かつ実効性の高い対策を立案すること。  | 西濃県事務所 |
| 3  | 介護老人福祉施設 | 3 運営 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 基準条例第79号第41条第1項第2号<br>基準要綱 第2の3(32)イ(イ)  | ヒヤリ・ハット事例について、事例が報告されていなかった。<br>発生した事故だけでなく、事故に至る危険性がある事態が生じた場合においても、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。   | 西濃県事務所 |
| 4  | 介護老人福祉施設 | 3 運営 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 基準条例第79号第41条第1項第4号   | 事故防止のための措置を適切に実施するための担当者を選任すること。  | 西濃県事務所 |
| 5  | 介護老人福祉施設 | 3 運営 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 基準条例第79号第55条(第41条第2項準用)  | 死亡事故の報告が事故発生から数日後に提出されていた。重大な事故は発生から24時間以内に報告すること。また第2報は事故から1週間以内に報告すること。   | 西濃県事務所 |
| 6  | 介護老人保健施設 | 3 運営 | 施設サービス計画の作成等    | 基準条例第80号第17条第2項第6号及び第3項  | 施設サービス計画の説明と同意について<br>岐阜県条例第17条第2項第六号により施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。   | 西濃県事務所 |
| 7  | 介護老人保健施設 | 3 運営 | 非常災害対策          | 基準条例第80号第32条第1項  | 非常災害対策に関する計画を確認したところ、施設利用者の避難を行う目安として「警戒レベル3」（高齢者等避難）が各市町村において発令された段階とすることが明記されていなかったため、明記するとともに、避難開始のタイミングを施設職員に周知徹底すること。  | 西濃県事務所 |